

未成年者時の性的被害に対する時効制度の見直しを

弁護士 小竹 広子



ていなかった。

37歳のとき、石田さんは、たまたま機会があり、裁判所で刑事事件を傍聴した。被告人は20代の養護施設職員、施設に入所している16歳の女子生徒と性的関係を持ったという事件であった。16歳という年齢が、石田さんが「先生」から性的関係を持たされた時と同じ年齢だったこと、施設職員が恋愛だったと主張していることが、自分に起きたこととても似ていると感じ、石田さんは驚いた。先生が私にしたことは、こうして刑事事件の被告人として裁かれる犯罪者だったのではないか。大きなショックを受けた石田さんは、裁判所から泣きながら帰宅した。

この頃から、石田さんは眠れなくなったり、落ち込みやすいという抑うつ的な精神的症状が出始め、カウンセリングに通うようになった。

38歳のとき、意を決した石田さんは、教員に連絡をとり、会って当時の記憶を確かめることにした。「先生」は、今も先生として札幌市内の中学校に所属してお

石田郁子さんのケース 被害に気付くまで20数年

札幌市内の公立中学に通う中学生だった石田郁子さんは、明るい笑顔が可愛らしい、生徒会長も務めたしつかり者の生徒だった。卒業式の前の日、お世話になっていた先生に誘われてふたりだけで外出、先生の自宅で突然キスをされた。「好きだったんだ」と言葉に非常に驚いたが、石田さんは、先生が自分に悪いことをするはずはないと思っていた。卒業式後の

春休み中にも、先生から誘われるままに呼び出されてドライブし、「あなたを抱きたい」と自宅に連れて行かれて身体を触られた。高校1年の夏休みには、海に連れて行かれ、車の後部座席でキスされたり胸を触られ、上半身を裸にされた。高校1年の秋冬頃にはより酷い性被害を受けるようになった。「先生」との関係は石田さんが19歳まで続いた。

恋愛経験も全く無かった石田さんは、「好き」と言われたことから、「これは恋愛なのだ」と思い

込もうとした。しかし「先生」とこんなことをしていることは誰にも言えないと思い、高校時代、友だちもつくらずに勉強強し、大学に入った。優秀な学生で前途洋々のはずなのに、いつも何かしら生きづらさを感じており、自己肯定感が下がり、中学時代とは違った人間になったように感じていた。

その後も、長い間、自分が経験した「先生」との関係にふに落ちない感情をずっと持っていたが、それが何なのか、自分でもはっきりと認識し、言語化することはでき

り、中学にかかってきた彼女からの電話を、むしろ喜んだ様子で、居酒屋で会って話すことになった。「あなたが高校1年生の時にそういうことをしたと覚えています」。教員の話は、石田さんの被害の記憶とほぼ一致していた。

その後、石田さんは札幌市教育委員会に対して過去の被害を申告し、調査を願いだした。教育委員会は、石田さんからの聞き取り調査を行ない、居酒屋で話した際の録音の文字起こしも受け取った。2016年2月、教育委員会での聞き取り調査を契機として、石田さんは、被害当時の状況が身体感覚と共に甦るフラッシュバックを経験するようになり、精神科医によりPTSDと診断された。しかし、教育委員会は、教員が「石田さんが18歳の時に交際したが、それ以前のこととは石田さんの妄想である」として事実を否定している。石田さんが訴える事実があったことが認定できないとして、調査を終了してしまつた。加害教員への処分は行なわれず、いま現在も中学校の先生として生徒に接

し続けている。

■法律、そして弁護士との壁

18年の12月、私は事務所の同僚である河邊優子弁護士と共に、石田さんから、加害者と札幌市を訴えたいという法律相談を受けた。しかし、われわれの最初の反応は、全く前向きなものではなかつた。

そもそも民法上の除斥期間が過ぎていたので、それをクリアする事情がなければ損害賠償請求はできない。最近のPTSD発症を損害として特に除斥期間をクリアするような理論を立てたとしても、因果関係の立証に困難が予想される。時間が経ちすぎているために、被害事実の立証にも困難が伴うと思われる、今から訴訟を起こして勝つことは非常に難しい、と言わざるを得なかつた。また、教員を訴えれば、教育委員会で教員が話した「石田さんの妄想である」という主張を含め、虚実ないまぜに石田さんを傷つけるさまざま主張が展開されることが予想できた。時効にかかつていない同様の

訴訟や交渉で、相手方からの書面が届くたびにダメージを受ける被害者は多い。裁判はどうしても過去を問ひ、過去に拘泥する、後ろ向きな手続の側面があるし、裁判官だつて必ずしも被害者に優しくない。それを行なうことにより、石田さん自身がさらに傷つけられるのではないか。それよりも、他のことに時間・お金・エネルギーを使つた方が、石田さんの人生にとって良いのではないか。

われわれのそうした反応は、除斥期間が経過した性被害事件について、大方の（誠実な）弁護士が行なうアドバイスであつたと思う。法律上、時効や除斥期間にかかつて認容されそうにない訴訟を、依頼者に勧めるわけにはいかないのは、当然だからである。

■前に進むための提訴

しかし、何度か繰り返し面談してわれわれと意見交換しても、石田さんの「訴訟に訴えたい」という決意は固く、全くぶれなかつた。

い。自分が訴えることによって、先生はこういうことはしちやいけないうことという考えを広めたいし、これからの生徒を守りたい」。石田さんは、とりわけ、教員が今も変わらず中学校の教員として、生徒に接する仕事を継続していることを問題と感じていた。当該教員には先生の仕事をしないでもらいたいし、同じようなことをした先生は、仕事を続けられない世の中にしてもらいたい。石田さんの言うことは全てまっとうで説得力があつた。これをしなければ、自分の人生を前に進めないという思いも強いようだった。

民事訴訟は、通常は何かしら社会経済的なメリットを求めて起こすものであるが、中には、自分の身に起きた看過できないことを看過しないため、いわば人生に落とし前をつけるために、どうしても訴訟が必要な場合もある。石田さんにとって、この訴訟はそういうものなのだろうと考え、われわれは石田さんの訴訟代理人を引き受けることにした。

「私は何も悪いことをしていな

訴訟経過

19年2月8日、石田郁子さんは、教員と札幌市教育委員会を被告として、約3000万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提訴した。提訴の日、石田さんは顔も名前も明らかにして、記者会見に臨んだ。石田さんが、自分の言葉と声で語ることには力があつた。こんなに時間が経って過去のことを蒸し返すなんて、などと世間から批判されるのではないかという心配もしていたが、ヤフーニュースなどのネットニュースに書き込まれたコメントはほとんどが石田さんを応援するものだった。

しかし世間の応援とは裏腹に、東京地裁は、被害事実について証人尋問も行なうことなく、19年8月23日、除斥期間経過により請求棄却判決を出した。

石田さんの訴訟で、われわれは、16年2月に石田さんがPTSDを発症したことは新たな損害であり、PTSDはその原因となる出来事から非常に長い時間を経て発症することもある疾病であるから、「損害の全部又は一部が発生した時」を除斥期間の起算点とするべきだと主張している。身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害について、除斥期間を損害の全部又は一部が発生した時とする理論は、これまで、じん肺、水俣病、B型肝炎など、損害賠償請求訴訟の判決で認められてきたものである。精神疾患であっても、長い潜伏期間を経て発症する点で、じん肺などと変わるところはないではないか。性被害の被害者が社会に広く存在して救済の必要性が高いことも、じん肺など

と同じではないか。というのがわれわれの考えである。

しかし一審判決は、PTSDの診断に疑いを差し挟む余地がある、PTSDを発症したとしても、それより前から続いていた精神的に不安定な状況と質的に異なる新たな損害が発生したとは評価できないなどとして、いとも簡単に退けた。

この判決に対し、同年9月6日に控訴した。控訴審は1回の期日で結審することが多いが、相手方がかなりずさんな証拠を出してきたことを突っ込んで2回目の期日を入れさせ、答弁書への反論を提出した。ただ、その後、新型コロナウイルスの影響で裁判所が止まり、期日が延期されて現在に至っている。

石田さん事件の一審判決は事実経過の誤解も含んでおり、控訴審での準備書面で十分反論したつもりではあるが、それでも、訴訟上の主張立証活動で、じん肺等と同じ理論をPTSDに適用させて石田さんの訴訟を勝訴に導くのは、なかなか困難な状況である。

なぜ被害を訴えるのに時間がかかるのか

石田さんのケースで明らかなおり、未成年時に受けた性被害は、それが被害者に「性被害」と認識されるまでに、非常に長い時間がかかる。未成年者は、性について未経験であるために、被害行為の意味が分からなかったり、自分に対する好意の表れとして、肯定的に受け入れさせられやすい。また性被害は常にそうであるが、被害者にとって非常に身近で権威や権力を持つ相手から行なわれることが多く、加害者による隠ぺいは容易である。身近な親族自体が加害者であることもあるし、そうでなかったとしても、親族が被害に気付くとも限らず、気付いたとしても、加害者との人間関係から、それを問題にするのを控えることも多い。

さらに難しいのは、被害者の心理的機制として、被害を被害として認識するのはつらいことなので、置かれた環境に適応して生き抜くために、被害の傷つきを抑圧

し、無かったこととして過ごそうとする傾向が生じることである。そして、非常に長い時間が経過して、被害者の内面が十分成熟し、被害を被害として認識する準備ができたときに、心の奥底に沈めていた被害の記憶が浮かび上がり、むしろPTSDを発症するようなことが生じるのである。その時には、すでに被害から20年以上が経過しており、加害者に何ら責任を問えなくなっている、ということになる。

諸外国の未成年時の性被害に関する時効制度

このように、未成年時の性被害は被害申告までに長い歳月を要することが知られるようになってきたために、諸外国では、時効制度の見直しが行なわれている。すなわち、刑事上の公訴時効のみならず、民事上の損害賠償を請求する場合の時効も、特別な配慮をして長い時効を定める立法例が多くなっているのである。

ドイツでは、性的自己決定の侵害に対する損害賠償請求権は、被

害者が満21歳になるまで時効が停止する。また故意の性的自己決定権侵害の場合、その消滅時効は30年とされている。この結果、満51歳までは故意による性的虐待被害の損害賠償請求権の消滅時効が完成せず、損害賠償請求が可能である。

フランスでは、未成年者に対する性的侵害を原因とする民事責任は、20年で時効にかかるが、未成年者に対しては時効の進行が停止する。フランスでの成人年齢は18歳であるから、満38歳までは、損害賠償請求が可能である。

英国では、人身被害に関する訴訟の出訴期限は、訴訟原因が発生した日又は傷害を受けた者について知った日から3年であるが、傷害を受けた者が未成年である場合は、その期間は18歳になるまで進行しない。また、裁判所は、出訴期間が経過した場合でも、事情によって人身傷害の請求を提起することを許可する裁量を有している。従って、未成年者が性的虐待を受け、成人後3年以上が経過した場合でも、成人後も出訴が困難

であった事情がある場合には、損害賠償請求が認められる可能性がある。

米国では、州によって立法が異なるが、例えばカルフォルニア州では、幼年期の性的侵害による損害賠償請求の開始は原告が成年(18歳)に達してから22年以内、または精神的な傷害若しくは疾患を発見したときから5年以内に行なわれるべきであると規定されている(民事訴訟法典第340.1条(a))。ただし、一部の類型の訴訟は、原則として原告が満40歳になった以後は開始できない。少なくとも、被害者が満40歳になるまで、損害賠償請求が可能ということになる。

日本でも時効制度の見直しを

石田郁子さんが、自分が受けた性被害に気付いたのは、37歳の時である。彼女がドイツ、フランス、英国、米国の人であったならば、そのときに弁護士に相談すれば、教員に損害賠償請求が可能であり、十分勝訴できたはずなのだ。

石田郁子さんの提訴の二ユース

が流れた後、われわれ代理人は、何人もの方から「私も若い時に同じようなことがあった。今まで誰にも言えないで抱えていた」という相談を受けた。今この瞬間も、同じ経験をひそかに心に秘め、涙を飲んでいる人が津々浦々にいるはずである。日本でも、未成年時の性被害について、時効制度の見直しが必要だ。

■こたけ・ひろこ 早稲田大学政治経済学部卒、東京都立大学法科大学院卒。ゲシュタルト療法セラピスト、産業カウンセラー、家族相談士、日弁連拘禁制度改革実現本部事務局次長。性被害に関して、弁護士会・法テラスの犯罪被害者相談担当弁護士として活動すること、加害者側の弁護士として活動することの両方を行なっている。